

# 令和3年五所川原市教育委員会第13回定例会会議録

五所川原市教育委員会

令和3年五所川原市教育委員会第13回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果
議案第46号	令和3年12月23日	五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	令和3年12月23日	原案可決

令和3年五所川原市教育委員会第13回定例会会議録

日時：令和3年12月23日（水） 午後1時30分開会

場所：五所川原市本庁舎 3階 委員会室

◎議事日程

開会

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 前回会議録の承認（令和3年第12回定例会）

第 4 教育長の報告

第 5 議案第46号 五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

閉会

◎出席教育長及び委員（5名）

教育長	原	真	紀	
1番	丁子谷		悟	委員
2番	木村	吉	幸	委員
3番	奈良	陽	子	委員
4番	楠美	恭	寛	委員

◎説明のため出席した職員（7名）

	教育部長	夏	坂	泰	寛
教育総務課	課長	永	山	大	介
社会教育課	課長	大	沢	丈	徳
学校教育課	課長	三	和	明	久
学校給食センター	所長	葛	西		一
図書館	館長	佐	藤		悟
学校教育課	課長補佐	村	元	宏	禎

◎職務のため出席した職員（1名）

教育総務課	課長補佐	工	藤	大
-------	------	---	---	---

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が4名、定足数に達しております。これより令和3年五所川原市教育委員会第13回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、私の方から指名いたします。1番 丁子谷委員、3番 奈良委員にお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第2、会期についてお諮りいたします。会期は本日1日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（令和3年第12回定例会）

○教育長

日程第3、前回の会議録の承認についてであります。御異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

○教育長

御異議がないようですので、前回会議録を承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

日程第4、教育長報告をいたします。2点ございます。

1点目は、12月2日に開会し、12月16日に閉会しました市議会令和3年第10回定例会についてです。今回は一般質問を通告した7名のうち、4名の議員から教育委員会への質問がありました。高橋美奈議員からは、感染症対応地方創生臨時交付

金活用事業の評価に関して、「県外に居住している大学生等に対する地場産品等支援物資の送付」について、そして「小・中学校への空調設備の設置時期」について質問がありました。桑田哲明議員からは、「文化財建造物を守り地域の活性化に活用していくという観点から、登録有形文化財制度の概要及び旧西沢家住宅の改修計画」について、そして「芦野公園内の児童動物園に関して、子供が動物と触れ合うことの教育的な意義」について質問がありました。黒沼剛議員からは、「スポーツ振興に関連して、来年度のスポーツ施設の改修及び今後の市営球場と金木球場の改修予定」について質問がありました。平山秀直議員からは「貧困者に対する支援の一環として大学生への県産品送付等の見込み」について質問がありました。

予算特別委員会においては、令和3年度五所川原市一般会計・特別会計補正予算書における、すくすく学校給食応援事業に関して「当該事業の補正理由及びお金の流れ」について外崎英嗣委員から、指定管理減収補填金に関して「津軽三味線会館、ふるさと交流圏民センター、つがる克雪ドーム、勤労者総合スポーツ施設、市民体育館への管理費補填理由と内容及び補填金の財源」について平山秀直委員から質問がありました。一般質問及び予算特別委員会での質問と答弁内容については、資料を配布しておりますので後ほど御覧ください。

2点目は、五所川原市教職員多忙化解消検討委員会からの報告についてであります。「五所川原市教職員多忙化解消検討委員会設置要綱」に基づき、教職員の多忙化解消の方策等に関して検討を行うため組織されました「五所川原市教職員多忙化解消検討委員会」が、11月2日（火）と12月9日（木）の2回開催され、去る12月14日に検討結果をまとめた「五所川原市教育委員会 学校における働き方改革推進プラン（案）」という形で本職に報告がありました。これにつきましては、後ほど担当より説明いたしますのでよろしくお願いたします。

教育長報告は以上です。

#### ◎付議案件

##### ○教育長

次に日程第5、議案第46号「五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

本件について、担当より説明願います。

##### ○社会教育課長

議案第46号「五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案書を基に説明した。

##### ○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○丁子谷委員

月曜日から金曜日に休館日を変更するということですが、カヌー教室を行った週の土日もこれまでどおり営業するということでしょうか。

○社会教育課長

現在は月曜日が休館日のため、プール清掃も月曜日に行っておりますが、学校の夏季休業期間以外の平日は非常に利用者が少ないため、カヌー教室を開催することで利用者の増加が見込まれますが、カヌーでプールの水が汚れると思われまますので、平日のカヌー教室後の金曜日にプール清掃を行い、利用者の多い土日の営業に備えるため休館日を金曜日に変更するものです。

○教育長

ほかにございませんか。

ないようですので質疑を終結いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

続いてその他として、学校教育課長より報告があるということですので、まずは「教職員のハラスメントの防止等について」、報告願います。

○学校教育課長

「教職員のハラスメントの防止等について」、資料を基に説明した。

○教育長

ただいま、「教職員のハラスメントの防止等について」、報告がありましたが、委員の皆様から御意見等あればお願いします。

○丁子谷委員

今までこういった指針等は出したことはないのですか。

○学校教育課長

セクシャルハラスメントに関しては、各学校で定めていましたが、ハラスメント全体として幅広く定めたのは今回が最初になります。

○丁子谷委員

ハラスメントというのは、ハラスメントを行う側とすれば何気ない日常の会話や態度のつもりでも、受け手側が感じたことになると思いますが、その辺の判断はどのようにして行うのでしょうか。

もうひとつ、相談員として教頭や校長が指名する者が挙げられていますが、この方達がハラスメントを行っている場合はどのように対応するのでしょうか。

○学校教育課長

ハラスメントに関しては、いじめと同様に受け手側の捉え方が最優先されることになっておりますので、相談を受けた場合には、被害者側に立って対応していくことが基本となると思います。そのため、防止の視点で良好な人間関係を作ることが大事になるかと思えます。

相談内容には微妙な部分が多々あるかと思えますので、学校教育課だけで判断するのではなく、ハラスメント対策委員会にもお諮りして、社会通念上どうかということも加味しながら対応していく必要があると考えます。

続いて相談員についてですが、まさしくパワハラというのが管理職側が行うことが多いため、各学校の相談員だけでなく、学校教育課や西北教育事務所にも相談窓口を設け、窓口を多様化して対策しております。

○教育長

ほかにございませんか。

○奈良委員



ハラスメント対策委員会のメンバーですが、教育部長と教育総務課長以外は先生ばかりですが、外部の方はメンバーに入れないのですか。

○学校教育課長

事案に応じて、教育長の判断でメンバーを追加できるようになっております。

○教育長

学校の教育現場では様々な場面がありますので、1つの指針ということで周知しながら、働きやすい環境を作っていければと思いますのでよろしくお願いします。

ほかになれば2つ目として「学校における働き方改革推進プランについて」、学校教育課長お願いします。

○学校教育課長

「学校における働き方改革推進プランについて」、資料を基に報告した。

○教育長

「学校における働き方改革推進プランについて」、説明がありました。これについて、委員の皆様から御意見や御質問等あればお願いします。

○丁子谷委員

原則として、時間外在校時間を1か月あたり45時間を上限とするということですが、今まではどのくらい守られてきたものですか。

○学校教育課長

今までは時間外在校時間、いわゆる教職員の残業時間を把握することが困難でしたが、昨年度末にかけて、タイムカードでの勤怠管理システムを導入し、勤務状況の把握に努めてきました。現在のところ、小学校においてはまだ45時間に納まっておりませんが、非常に近いところにあります。ただ、中学校においては部活動があるため、顧問の先生によっては100時間を超えるケースがあります。

今年度からようやく時間の把握ができるようになりましたので、指標を見つつ、こちらのプランを実施していきたいと考えております。

○丁子谷委員

先生方の時間外勤務に対する意識ですが、管理者である学校長から変えていかないといけないと思います。

○教育長

こういったことは、一人一人の意識が変わらないと改善できないため、意識をどう変えていくかが大事になりますので、校長会等でも話題にしていければと思います。

ほかにありませんか。

○奈良委員

成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策として、統合型校務支援システムの導入とありますが、このシステムはどのようなものですか。

○学校教育課長

学校の中で一番業務量が多いといわれているものに、通知表や指導要録の作成といった成績処理がありますが、同じ情報を何度も入力しなくてもいいように、ネットワークで繋いで児童生徒の情報を一元管理するシステムを統合型校務支援システムといいます。最近では、クラウド型といったものもあり、現在導入を目指しているところですが、教職員は主に西北五地域で異動することから、広域で進める必要があるため、まだ導入までには至っておりません。

○教育長

県から予算的な支援を期待していたのですが、それは見込めず、県からの支援は広域での導入を検討してはどうかといった提案のみでした。転勤した場合でも同じシステムであればすぐに使えるので、現時点では近隣の市町と調整して、広域で同じシステムの導入を目指して進めているところです。

ほかにありませんか。

○丁子谷委員

校務の省力化を進める上で先生方に気を付けていただきたいのですが、中には成績表等での学校から保護者へのコメントがコピーアンドペーストの先生もいるようですので、子供達一人一人の特徴、個性を見ながら責任を持って成績表を作るようお願いしたいです。

それと、外部対応による負担を軽減するための方策として、学校訪問指導に係る負担の軽減とありますが、学校教育課でも我々教育委員でも学校訪問を実施していますが、負担の軽減とは具体的にどういったものになりますか。

○学校教育課長

学校訪問の際には学校側で資料を準備する必要がありますが、学校を訪問するという事は重要なことですので、資料の準備を軽減するため、必要なものだけを準備し、省けるものは省くといったことを想定しています。

○教育長

目的があって学校を訪問していますので、学校として説明する必要があるものはしっかりと揃え、必要のないものは省くといったようにして欲しいと思います。

○楠美委員

学校訪問に関連して、今年度の教育委員の学校訪問では、規模の大きい学校は1クラスの授業参観の時間がとても短かったため、次回はもう少し授業参観の時間を取れるように時間調整をお願いします。

○教育長

学校教育課での訪問は、規模に応じて長めに授業参観の時間を取っておりますので、教育総務課では来年度以降の教育委員の学校訪問の時間調整を検討してください。

ほかにありませんか。

○木村委員

定時に帰る先生もいれば、例えば教頭先生のように朝早くから夜7時まで学校にいる先生もいるため、この働き方改革というのは、学校全体として取り組むことも大事ですが、学校だけでなく保護者の意識も大事だと思います。例えば、仕事の都合だからといって、子供を朝6時30分や7時には登校させるといったことは、社会通念上おかしいと思いますので、早くても7時30分からの登校をお願いする等、保護者の意識も変えていかないと、この働き方改革というのは進まないのではないのでしょうか。

○教育長

市内だけでなく近隣の市町の学校を見ても、実際に朝7時前に登校している子供を見かけますが、保護者に説明して登校は7時30分からということを理解してもらえている学校もありますので、無制限に朝早くから学校を開けるというのでは働き方改

革が進まないため、教委育委員会としても各学校や保護者に説明して進めていく必要があると考えます。

○学校教育課長

こういった事は、学校として保護者へは説明しづらいところがあると思いますので、教育委員会として、学校全体へ授業が始まる30分前くらいからの登校していただきたい等の保護者への周知を含めた取り組みも含め、このプランの中で進めていければと考えております。

○木村委員

この働き方改革推進プランというものもありますので、これを基に保護者に協力してもらおうがいいのではないのでしょうか。

○丁子谷委員

私が聞くところで、共稼ぎで朝早く出勤するため、子供を先に学校に送るといった家庭が増えているため、用務員が早く来て開けている学校があります。保護者に協力してもらおう事も大事だと思いますが、子供達の安心・安全が第一ですので、子供達が不利益を被らないように実態を把握した上で、先生方の働き方改革を実施していただきたいと思います。例えば、状況によっては用務員を含めた時差出勤といった対応も必要ではないかと私は思います。

○教育長

ほかにありませんか。

なければ3つ目として「学校閉庁日の設定について」、学校教育課長お願いします。

○学校教育課長

「学校閉庁日の設定について」、資料を基に報告した。

○教育長

「学校閉庁日の設定について」、説明がありました。これについて、委員の皆様から御意見や御質問等あればお願いします。

○丁子谷委員

この学校閉庁日というのは、学校に日直を置かないということですが、どのような扱いになるのでしょうか。

○学校教育課長

各学校で学校閉庁日として8月10日から15日のうち最低4日間を設定し、通常であればこの期間の休日でない日は勤務日になるため勤務可能ですが、働き方改革の観点から日直も置かず、年休や夏季休暇等を取得することを促すものになります。

○丁子谷委員

中には年休をすでに消化してしまい、その期間夏季休暇では足りないという先生もいるかもしれませんので、そういったケースも想定して進めてください。

○教育長

ほかにございませんでしょうか。

それではここまで学校教育課長から報告が3点ありましたが、これについてはここで終了したいと思います。

そのほかで何かございませんでしょうか。

○社会教育課長

3日後の12月26日と翌年1月9日に成人式がありますので御出席お願いいたします。

あと、10月の定例会で御意見いただきました、令和4年度以降の成人式の取扱いと開催方法についてですが、12月20日に市長、副市長を含め協議したところ、案のとおり「はたちを祝うつどい」を進めることに決定しましたので、1月9日の成人式終了後に、市広報及びホームページで周知したいと思っております。

○教育長

令和4年度以降の成人の考え方が変わることに伴って、自治体によって扱いが異なることになるかと思いますが、本市としては二十歳を迎える方を対象として開催していくことをアナウンスしていくことになります。

○丁子谷委員

来年4月1日から少年法が改正になるので、今の時点で二十歳での開催にこだわらず、柔軟に対応できるようにするのがいいのではと私は思います。

○教育長

これは永遠に二十歳で開催ということではなく、当面の間ということになります。

そのほかで何かございませんでしょうか。

○丁子谷委員

学校教育課長に質問ですが、中学校の女子の制服は冬でもスカートでなくてはいけないのでしょうか。

○学校教育課長

以前はスラックスもありましたが、売れなかったため現在はスカートだけになりました。

○丁子谷委員

冬はすごく寒がっている子供もいますので、選択肢の1つとしてスラックスも認めるべきではないでしょうか。

○木村委員

青森市の中学校でスラックスが選択肢の1つになったと思いますが、教育委員会での主導ではなく、あくまでも学校長の判断で導入したものでしたね。

○学校教育課長

校長会等でも少し話題にしたいと思います。

最後に、12月22日に県の学習状況調査が発表になりましたので、詳しく分析したものを1月に報告したいと思います。

○教育長

新聞にも掲載されておりましたが、数値だけではなくもう少し詳しく分析したものを1月に皆様に御提示したいと思いますので、御意見等よろしくお願いします。

それでは、本日の日程は全て終了しました。

これを持ちまして令和3年五所川原市教育委員会第13回定例会を閉会いたします。

午後2時56分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年12月23日

五所川原市教育委員会教育長 原 真 紀

五所川原市教育委員会委員 1番 丁子谷 悟

五所川原市教育委員会委員 3番 奈 良 陽 子

会議の書記 教育総務課長 永 山 大 介